

地独人新小市病評委会第3号

平成27年8月3日

小山市長 大久保 寿夫 様

地方独立行政法人

新小山市民病院評価委員会

委員長 松岡 淳



意見書

地方独立行政法人新小山市民病院が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

地方独立行政法人新小山市民病院の新築移転に伴う旧施設の法第42条の2第1項に規定する不要財産の納付の認可については、意見はありません。